

大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令及び大気汚染防止法施行規則の一部を改正する環境省令について

I 改正内容

- ※1. 下線部分____は重要事項
- 2. 網掛部分■は改正事項

1 大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令

(1) 特定建築材料（大気汚染防止法施行令第3条の3）

これまでは、大気汚染防止法で定める**特定建築材料**が「吹付け石綿」のみであったが、これに「石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材」が追加された。

<改正前>
第3条の3 法第2条第12項の政令で定める建築材料は、吹付け石綿とする。
<改正後>
第3条の3 法第2条第12項の政令で定める建築材料は、次に掲げる建築材料とする。
1 吹付け石綿
2 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（前号に掲げるものを除く。）

(2) 特定粉じん排出等作業（大気汚染防止法施行令第3条の4）

これまでは、大気汚染防止法で定める**特定粉じん排出等作業**について、『①延べ面積が500平方メートル以上の耐火建築物又は準耐火建築物（「特定耐火建築物等」という）を解体する作業であって、その建築物における吹付け石綿の使用面積の合計が50平方メートル以上であるもの』『②特定耐火建築物等を改造又は補修する作業であって、その対象となる建築物の部分における吹付け石綿の使用面積の合計が50平方メートル以上であるもの』のいずれかに該当する場合であったが、改正後は**特定耐火建築物等の限定がなくなり、規模要件が撤廃され『①特定建築材料が使用されている建築物を解体する作業』『②特定建築材料が使用されている建築物を改造し、又は補修する作業』のいずれかに該当する場合となった。**

<改正前>
第3条の4 法第2条第12項の政令で定める作業は、次に掲げる作業とする。
1 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物で延べ面積が500平方メートル以上のもの（次号において「特定耐火建築物等」という。）を解体する作業であって、その対象となる建築物における特定建築材料の使用面積の合計が50平方メートル以上であるもの
2 特定耐火建築物等を改造し、又は補修する作業であって、その対象となる建築物の部分における特定建築材料の使用面積の合計が50平方メートル以上であるもの
<改正後>
第3条の4 法第2条第12項の政令で定める作業は、次に掲げる作業とする。
1 特定建築材料が使用されている建築物を解体する作業
2 特定建築材料が使用されている建築物を改造し、又は補修する作業

2 大気汚染防止法施行規則の一部を改正する環境省令

(1) 作業基準（大気汚染防止法施行規則第16条の4）

これまでの作業基準については施行規則別表第7の中欄及び下欄に掲げる内容のみであったが、この内容に特定粉じん排出等作業を行う場合は見やすい箇所に掲示板を設けることの内容が追加された。

<改正前>	
第16条の4	石綿に係る法第18条の14の作業基準は、別表第7の中欄に掲げる作業の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。
<改正後>	
第16条の4	石綿に係る法第18条の14の作業基準は、次のとおりとする。
1	特定粉じん排出等作業を行う場合は、見やすい箇所に次に掲げる事項を表示した掲示板を設けること。
イ	法第18条の15第1項又は第2項の届出年月日及び届出先、届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
ロ	特定粉じん排出作業の実施の期間
ハ	特定粉じん排出等作業の方法
ニ	現場責任者の氏名及び連絡場所
2	前号に定めるもののほか、別表第7の中欄に掲げる作業の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

(2) 作業方法（大気汚染防止法施行規則別表第7）

これまでの作業方法は別表第7の1（延べ面積が500平方メートル以上の特定耐火建築物等でその吹付け石綿の使用面積の合計が50平方メートル以上のものを解体する作業）、別表第7の2（人が立ち入ることが危険な建築物を解体する場合やあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な場合）、別表第7の3（吹付け石綿の使用面積の合計が50平方メートル以上の特定耐火建築物等を改造し、又は補修する作業）について定めてあったが、改正後は規模要件が撤廃されたことと特定建築材料の定義が変わったことにより、作業方法の追加と一部変更がなされた。

<改正前>別表第7	
上欄	1
中欄	令第3条の4第1号[建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物で延べ面積が500平方メートル以上のもの（次号において「特定耐火建築物等」という。）を解体する作業であって、その対象となる建築物における特定建築材料の使用面積の合計が50平方メートル以上であるもの]に掲げる作業（次項に掲げるものを除く）

下欄	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物に使用されている特定建築材料を除去するかまたはこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離し、作業場の出入口に前室を設置すること。</p> <p>ロ 作業場を負圧に保ち、作業場の排気に日本工業規格 Z 4 8 1 2 に規定する放射性エアロゾル用高性能エアフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。</p> <p>ハ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ニ 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。</p>
上欄	2
中欄	令第3条の4第1号（上記と同）に掲げる作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物を解体する作業その他の建築物の解体にあたりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業
下欄	作業の対象となる建築物に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
上欄	3
中欄	令第3条の4第2号（特定耐火建築物等を改造し、又は補修する作業であって、その対象となる建築物の部分における特定建築材料の使用面積の合計が 50 平方メートル以上であるもの）に掲げる作業
下欄	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物の部分に使用されている特定建築材料を除去し、囲い込み、若しくは封じ込めるか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料を除去するに当たっては1の項下欄イからニまでに掲げる事項を遵守すること。</p> <p>ロ 特定建築材料を囲い込み、又は封じ込めるに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合、又は下地との接着が不良な場合は、当該建築材料を除去すること。</p>
<改正後>別表第7	
上欄	1 （改正前の別表第7の1に対し規模要件が撤廃され排気に使用するフィルタの種類が変更）
中欄	令第3条の4第1号（特定建築材料が使用されている建築物を解体する作業）に掲げる作業（次項又は3の項に掲げるものを除く。）

下欄	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物に使用されている特定建築材料を除去するか、またはこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離し、作業場の出入口に前室を設置すること。</p> <p>ロ 作業場を負圧に保ち、作業場の排気に日本工業規格 Z 8 1 2 2 に定める HEPA フィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。</p> <p>ハ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ニ 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。</p>
上欄	2 (新たに追加)
中欄	令第3条の4第1号(上記と同)に掲げる作業のうち令3条の3第2号に掲げる建築材料(石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材)を除去する作業であつて、特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破壊以外の方法で除去するもの(次項に掲げるものを除く。)
下欄	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物に使用されている特定建築材料を除去するか、またはこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。</p>
上欄	3 (改正前の別表第7の2と同じ内容)
中欄	令第3条の4第1号に掲げる作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物を解体する作業その他の建築物の解体にあたりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業
下欄	作業の対象となる建築物に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
上欄	4 (改正前の別表第7の3に対し規模要件が撤廃され、特定建築材料を掻き落とし、切断、又は粉砕により除去する場合と、これら以外の方法で除去する場合を明記)
中欄	令第3条の4第2号(建築材料が使用されている建築物改造し、又は補修する作業)に掲げる作業

下 欄	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物の部分に使用されている特定建築材料を除去し、囲い込み、若しくは封じ込めるか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料を掻き落とし、切断、又は粉砕により除去する場合は1の項下欄イからニまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は2の項下欄イからハまでに掲げる事項を遵守すること。</p> <p>ロ 特定建築材料を囲い込み又は封じ込めるに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合、又は下地との接着が不良な場合は、当該建築材料を除去すること。</p>
--------	--

II 改正時期

- (1) 公布期日：平成17年12月21日（水）
- (2) 施行期日：平成18年3月1日（水）